

保育料負担軽減補助事業の見直しについて

(付議の要旨)

子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)の実施に伴う認可外保育施設保育料について、認可保育施設の保育料を踏まえ負担軽減補助の見直しを以下のとおり行うため、報告する。

1 主旨

子ども・子育て支援新制度の施行に向け、新たに制定する保育料条例において、保育料の算定基準となる税額を「所得税」から「住民税」に変更することを踏まえ、認可外保育施設を利用する際の経済的負担を軽減することを目的とした保育料負担軽減補助事業の見直しを次のとおり行う。

2 事業見直しの考え方

認可外保育施設の移行支援などを実施し、応能負担で利用できる給付対象施設及び事業の拡充を図ることとし、保育料負担軽減補助事業の見直しは、必要最小限のものとする。

(1) 現行補助対象施設(保育室、保育ママ、家庭的保育事業、認証保育所)利用者に対する補助事業は、新制度の保育料条例の考え方に合わせ、所要の改正を行う。

算定に係る税額を所得税から住民税に変更する。

旧年少扶養控除に係る再算定は実施しない。(みなし寡婦の取扱いは変更なし)

保育室、保育ママ、家庭的保育事業の保育料負担軽減補助については、税の確定に伴う年度途中の補助金額の改定時期を6月から9月に変更する。

(2) 現行補助対象外施設(ベビーホテル等)利用者に対する補助は実施しない。

3 保育料負担軽減補助事業の見直しの内容

(1) 補助対象施設(現行と同様)

認証保育所、保育室、保育ママ、家庭的保育事業

(2) 負担軽減補助の算定に係る税額の変更

保育料負担軽減補助金の算定に係る税額と認可保育園保育料の算定に係る税額を統一しない場合には以下のような不利益が生じるため、保育料負担軽減補助事業の算定に係る税額も「住民税」とする。

施設利用者の負担増

区が税の電子情報を保有していない場合、利用者から税申告に係る書類の提出を求めるが、算定に係る税額を統一しない場合、認証保育所等補助対象施設から他の給付施設等に転園する際、再度異なる税申告に係る書類が必要となるため利用者に負担がかかる。(現行、書類提出は1回のみ)

情報管理に係る混乱の増

算定に係る税額が統一されない場合、保育の事業実施にあたり2種類の税情報が必要となり、利用者の混乱を招くこととなる。また、税情報の管理及び審査において、人的にもシステム運営管理上も負担が増える。

(3) 認証保育所保育料負担軽減補助に係る階層区分の見直し

負担軽減補助の算定に係る税額を変更するにあたり、認証保育所利用者負担額（保育料 - 保育料負担軽減補助金額）と認可保育園保育料の差が現行以上に開くことなく同水準で推移するよう階層区分を見直す。

【階層区分の見直し案及び平成25年度実績に基づく階層分布変動数の検証】

現行 保育料算定所得控除階層区分			保育料算定住民税階層区分				
保育料算定所得控除階層区分	階層	階層分布(人)	階層	階層分布(人)	変動数(月当り人)	変動数(年当り人)	月当り人×12ヶ月
1800,000円未満の世帯	A	436	1800,000円未満の世帯	A	393	43	516
1800,000円以上2775,000円未満の世帯	B	202	1800,000円以上2775,000円未満の世帯	B	214	12	144
2775,000円以上3488,000円未満の世帯	C	164	2775,000円以上3488,000円未満の世帯	C	156	8	96
3488,000円以上4238,000円未満の世帯	D	133	3488,000円以上4238,000円未満の世帯	D	137	4	48
4238,000円以上の世帯	E	349	4238,000円以上の世帯	E	389	40	480
補助総額1ヶ月分(想定)		14,055,000	補助総額円		13,315,000	740,000	8,880,000

階層	補助金額
A	20,000
B	15,000
C	10,000
D	5,000
E	0

【見直し案】					月当り人×12ヶ月		
保育料算定住民税階層区分	階層	階層分布(人)	変動数(月当り人)	変動数(年当り人)			
2470,000円未満の世帯	A	438	2	24			
2470,000円以上3445,000円未満の世帯	B	213	11	132			
3445,000円以上4158,000円未満の世帯	C	149	15	180			
4158,000円以上4908,000円未満の世帯	D	135	2	24			
4908,000円以上の世帯	E	349	0	0			
補助総額円		14,120,000	66,000	780,000			

【見直し案】概要

補助金額は従前のとおり

住民税と所得税とで異なる控除額（基礎控除、扶養控除、生命保険料控除等）の平均世帯差額、及び平均年少者扶養人数を考慮した階層区分に見直し

4 見直しに伴う経費想定

(1) 保育室、保育ママ、家庭的保育事業保育料負担軽減補助金

94,026,000円 認可保育園保育料同様に現行と同水準の経費想定

(2) 認証保育所保育料負担軽減補助金

160,735,000円 算定に係る税額及び階層区分の見直しを行わなかった場合の試算より615,000円増加想定

5 今後のスケジュール（予定）

平成26年11月

福祉保健常任委員会報告

平成27年 4月1日

新制度施行。給付対象施設及び事業運営開始

保育料負担軽減補助事業見直し内容の適用開始